二の二　法第二十三条の二（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により指定運用方法を提示した場合にあっては、法第二十四条の二（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により加入者に提示した指定運用方法に係る情報の提供の内容を記録した書面	（新設）
三　法第二十六条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により提示運用方法から運用の方法の除外を行った場合にあっては、除外運用方法の指図者（所在が明らかでない者を除く。）の三分の二以上の同意を得たことについての書面	三　法第二十六条（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により提示運用方法から運用の方法の除外を行った場合にあっては、当該除外した運用の方法を選択して法第二十五条第一項の規定に基づき運用の指図を行っていた加入者等の同意を得たことについての書面
四　法第二十六条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により提示運用方法から運用の方法の除外を行った旨を除外運用方法指図者に通知した内容を記録した書面	（新設）
3　確定拠出年金運営管理機関は、前二項に掲げる帳簿書類を加入者等ごとに作成し、次の各号に掲げる加入者等の区分に応じ、当該各号に掲げる日から起算して少なくとも十年間これを保存しなければならない。	3　確定拠出年金運営管理機関は、前二項に掲げる帳簿書類を加入者等ごとに作成し、次の各号に掲げる加入者等の区分に応じ、当該各号に掲げる日から起算して少なくとも五年間これを保存しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
4　（略）	4　（略）

様式第七号を次のように改める。

様式第七号（第十二条関係）

年　月　日

厚生労働大臣　殿
金融庁長官　殿
財務（支）局長　殿

登録番号
商号又は名称
代表者氏名　印

業務報告書

確定拠出年金法第百二条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

（日本工業規格Ａ列４番）

確定拠出年金運営管理機関業務報告書

登録番号	
商号又は名称	
（　　年事業年度） 年　月　日から　年　月　日まで	

1．企業型年金の運営管理業務の受託数

法第２条第７項第１号イの業務	
同号ロの業務	
同号ハの業務	
同項第２号の業務	

2．受託業務ごとの加入者等の人数

①法第２条第７項第１号イに掲げる業務
- 企業型年金加入者数　名（男　名、女　名）
- 企業型年金運用指図者数　名（男　名、女　名）
- 個人型年金加入者数　名（男　名、女　名）
- 個人型年金運用指図者数　名（男　名、女　名）
- 合計　名（男　名、女　名）

②法第２条第７項第１号ロに掲げる業務
- 企業型年金加入者数　名（男　名、女　名）
- 企業型年金運用指図者数　名（男　名、女　名）
- 個人型年金加入者数　名（男　名、女　名）
- 個人型年金運用指図者数　名（男　名、女　名）
- 合計　名（男　名、女　名）

③法第２条第７項第１号ハに掲げる業務
- 企業型年金加入者数　名（男　名、女　名）
- 企業型年金運用指図者数　名（男　名、女　名）
- 個人型年金加入者数　名（男　名、女　名）
- 個人型年金運用指図者数　名（男　名、女　名）
- 合計　名（男　名、女　名）

④法第２条第７項第２号に掲げる業務
- 企業型年金加入者数　名（男　名、女　名）
- 企業型年金運用指図者数　名（男　名、女　名）
- 個人型年金加入者数　名（男　名、女　名）
- 個人型年金運用指図者数　名（男　名、女　名）
- 合計　名（男　名、女　名）

（備考）
1．①、②及び④は、事業年度末時点の状況について記載すること。
2．③は、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。